

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 24 年度第 2 四半期）
外貨建・仕組預金関係

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	23年度(あ)第977号
申立ての概要	説明不十分で預入れさせられた仕組預金の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(40歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で預入れた仕組預金の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、新聞広告等を読み、本件商品への預入を目的としてB銀行を往訪した。 ・私は、本件商品預入以前に、リスク商品を購入した経験はなかった。 ・本件商品の預入の原資は配偶者の死亡保険金であり、本件商品の満期後に子どもの教育資金として必要になることをB銀行担当者に伝えていた。 ・B銀行担当者から、中途解約すると元本割れすること、及び満期時に外貨で払い戻される可能性があることの説明は受けたが、満期時に円転すればリスクはないものと認識していた。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・Aさんは、本件商品の新聞広告等を読み来店し、預入を希望した。 ・満期後に教育資金として必要な資金ということであれば、本件商品の販売は認められないため、そのような申し出はなかったはずである。 ・Aさんから複数の証券会社と取引経験がある旨を聴取した社内記録があるが、具体的な内容は不明である。 ・当行担当者は、所定の販売用資料を用いて本件商品の商品内容及びリスクを説明しており、説明義務において問題はなかったものと認識している。 ・本件商品を販売するに際し、一部において、事前に確認すべきものを事後に行っていることから、それを踏まえ一定の負担をする用意がある。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年6月19日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、Aさんの投資経験及び購入原資の性格を適切に確認したか、本件商品の具体的なリスクを十分に理解できるまでの説明が行われたかについて疑問が残ることを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんの損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことからあっせん成立となった。 ・平成24年8月16日付けで和解契約書を締結した。

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

事案番号	24年度(あ)第1号
申立ての概要	説明不十分で預入れさせられた外貨預金の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(40歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で預入れた外貨預金の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、本件商品購入時、B銀行担当者から今後の為替相場変動について断定的な判断の提供を受け、それを信用して預入れた。 ・私は、本件商品以前にリスク商品を購入した経験はなく、本件商品にリスクがあることを理解していなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんからの聴取により、Aさんが海外に長年滞在し外貨の取引経験があることを確認し、さらに、Aさんが記入した書面により、Aさんの保有金融資産及び投資経験を把握した上で、本件商品の勧誘を行っており、販売方法において問題はなかったものと判断している。 ・当行担当者は、本件商品販売時にリスク等を説明しており、Aさんが理解した旨の記録が残っている。 ・当行担当者は、今後の為替相場変動について断定的な判断の提供を一切行っていない。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年7月10日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第153号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ取引及び仕組預金に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結したデリバティブ取引及び仕組預金に係る損害を賠償することを求める。 ・本件商品は、B銀行担当者が当社経理担当者に提案して購入に至ったものであり、当社代表者はB銀行担当者から詳細な説明を受けていない。 ・本件預金については、長期間資金が拘束されるリスクがあることを理解しておらず、通常の定期預金のようなものと考えていた。 ・本件商品を合意解約する際も、解約書の条項について十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・本件デリバティブ取引については、A社からヘッジニーズ及び過去に同様の取引を他の金融機関で行ったことがあることを聴取したため、提案に至った。 ・A社は本件預金と同種の預金商品を保有していたところ、それが払い戻され、運用益が生じていたことから、A社から同じような商品はないかとの要請があり、

	<p>本件預金の提案に至った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、本件商品の商品内容及び中途解約の手續等について、A社代表者及び経理担当者に十分に説明していることから、問題はないものと判断している。
あっせん 手續の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年9月7日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手續を打ち切った。

事案番号	24年度(あ)第178号
申立ての概要	説明不十分で預入れさせられた外貨預金の元本割れ相当額の損失補てん要求
申立人の属性	個人(80歳台)
申立人(Aさん) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で預入れた外貨預金の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・私は、地方債の購入を目的としてB銀行を往訪したところ、B銀行担当者から本件商品の執拗な勧誘を受け預入れた。 ・その後もB銀行担当者から継続して執拗な勧誘を受け、複数回にわたり本件商品を預入れてしまった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・Aさんは、電話で為替相場を照会した上で当行を訪れ、本件商品を預入れたのであり、当行担当者はAさんに本件商品の執拗な勧誘はしていない。 ・Aさんは、本件商品預入以前から外貨預金の預入経験があり、為替差益を得ていた。 ・当行担当者は、所定の資料にもとづき本件商品を説明しており、Aさんの外貨預金の預入経験から考えても、Aさんは本件商品のリスクを理解していたはずである。
あっせん 手續の結果	<p>【申立受理→事情聴取前に申立取下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理した。 ・その後、事情聴取実施前に、Aさんから、あっせん手續以外の解決方法を探りたいとして、申立取下書が提出されたことから、平成24年8月27日付けであっせん手續を終了した。

以上